

湖周行政事務組合情報公開条例施行規則

平成23年10月3日

規則第7号

改正 平成28年4月1日規則第1号

令和5年2月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖周行政事務組合情報公開条例（平成23年湖周行政事務組合条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で定める用語の意義は、条例の例による。

(公文書開示請求書)

第3条 条例第6条に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示請求に対する決定の通知)

第4条 条例第13条第1項の規定による決定の通知は、公文書開示決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による決定の通知は、公文書不開示決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長の通知)

第5条 条例第14条第2項及び第15条の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

(開示決定に係る第三者の意見書提出の通知等)

第6条 条例第16条第1項及び第2項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示)

第7条 例第17条の規定による電磁的記録の開示は、当該記録の全部を開示するとき以外、当分の間、当該記録の出力物の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

(審査会へ諮問した旨の通知)

第8条 条例第21条の規定による通知は、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問済通知書（様式第7号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第9条 条例第35条の規定による実施状況の公表は、湖周行政事務組合事務所前掲示場への掲示により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

公文書開示請求書

年 月 日

（実施機関の長）
様

（法人等にあつては事務所等の所在地）

住所

（法人等にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏名

電話番号

湖周行政事務組合情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

請求する公文書の 件名又は内容	(できるだけ具体的に記入してください。)	
開示方法	(希望する項目に○印を付けてください。)	
	閲覧	写しの交付
	その他 ()	
備考		収受印

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

公文書開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 1 3 条第 1 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容				
請求の区分		閲覧 写しの交付 その他（ ）		
開示の区分		全部開示 一部開示		
開示する日時		年 月 日	午前 午後	時
開示する場所				
一部開示	開示しない部分			
	開示しない理由	湖周行政事務組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当するため		
備考		1 公文書の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、湖周行政事務組合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として（訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 2 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

公文書不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
不開示の区分	不開示 存否応答拒否 文書不存在
不開示の理由	湖周行政事務組合情報公開条例第 条第項第 号に該当するため
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、湖周行政事務組合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として（訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）
印

公文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開
示決定等の期間を延長しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例 第 1 4 条第 2 項
第 1 5 条
の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
請求の内容	閲覧 写しの交付 その他
適用する条項及びその 内容	湖周行政事務組合情報公開条例第 1 4 条第 2 項 延長後の期間 期限の日 日 年 月 日
	湖周行政事務組合情報公開条例第 1 5 条 残りの公文書について開示決定等をする期限日 年 月 日
決定の理由	

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）
印

第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書に、次のとおり 様に関する情
報が記録されていますので、開示決定等に先立ち、その開示について
意見書の提出ができることを湖周行政事務組合情報公開条例第 1 6 条 第 1 項 第 2 項 の規定
により通知します。

開示について意見がある場合は、別紙意見書（意見書はこれ以外のものでもけっこうです。）を
この通知を受け取った日の翌日から起算して 1 0 日以内に提出してください。期限までに提出が
ない場合は、情報を開示しても支障がないものと判断いたします。

請求のあった公文書の件 名又は内容	
公文書に記録されている 情報の概要	

別紙

公文書開示意見書

年 月 日

(実施機関の長)
様

(法人等にあつては事務所等の所在地)
住所

(法人等にあつてはその名称及び代表者氏名)
氏名

電話番号

年 月 日付けで通知のありました第三者情報に係る公文書開示請求に対する意見書を、次のとおり提出します。

開示請求に対する意見	(該当するものに丸印をしてください。) ・ 情報を開示されても支障がない。 ・ 情報を開示されると支障がある。
開示されると支障がある部分	
その理由	

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

第三者情報に係る公文書開示決定通知書

年 月 日付けで通知しました 様に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 16 条第 3 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
開示する理由	
開示期日	年 月 日
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇以内に、湖周行政事務組合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として（訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問済通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 2 1 条の規定により通知します。

審査請求に係る公文書の件名又は内容		
審査請求に係る処分の内容		全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書不存在
審査請求日		年 月 日
審査請求の	趣旨	
	理由	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平成 2 8 規則 1 ・一部改正、令和 5 規則 2 ・全改）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（平成 2 8 規則 1 ・一部改正、令和 5 規則 2 ・全改）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

（平成 2 8 規則 1 ・一部改正、令和 5 規則 2 ・全改）

様式第 7 号（第 8 条関係）

（平成 2 8 規則 1 ・一部改正）